

令和2年 第4回  
小林市教育委員会  
定例会

会 議 録

令和2年3月18日（水）

## 令和2年 第4回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和2年3月18日(水) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第2会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 税所将晃 金丸浩二 中神正弘  
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、令和2年3月11日付小林市教育委員会告示第4号で招集されました令和2年第4回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。早速議事のほうに入らせていただきます。

まず、報告が1件あります。

報告第5号、令和2年第1回市議会定例会(3月議会)について説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、3月議会の報告をいたします。

1ページからになります。

2月25日に開会されまして、一般質問、議案質疑、委員会が終了いたしました。

1ページ目から説明をしたいと思います。

今回は8人の議員から一般質問がありました。

まず、内ノ倉議員からスギ花粉対策として、学校で何らかの対策をしているか質問がありました。

教育長からは、学校では児童生徒の健康に関する話題、季節による健康に対する影響などを話題とした保健だよりを発行しています。その中で、花粉症に関する症状、鼻づまり等の対応策を記載しているということです。

それから、教科指導につきましては、中学校の保健体育の中で、現代的な健康課題としてアレルギー全体を取り上げている教科もありますとお答えしています。

2ページをご覧ください。

大迫議員です。児童生徒の学校生活及び放課後活動の状況ということで、学習指導要領の全面的な改訂で、今でも追い立てられている学校生活がもっと忙しくなるのではないかと心配です。また、午前中5時間授業を行っている学校が7校あり、業間が5分しかないなど問題ではないですか。給食の時間が10分しかないと聞いておりますが、学校生活が窮屈に感じます。授業時間数を確保するためには仕方がないことかもしれませんが、教育長の見解を求めますと質問がありました。

教育長からは、5時間授業の意義について答弁されました。

それから、授業と授業の業間について、ほとんどの学校が10分設定しているんですけれども、小規模校では5分と10分を交互に設定している学校もあります。給食の時間につきましては、小学校においては45分から50分という時間設定になっております。中学校においては40分という時間の設定をしております。これは、4時間授業を実施していたときと変わっておりませんので、5時間授業にしたから給食時間が短くなったという状況はないと考えておりますと答弁しております。

それから、4ページをお願いします。

大迫議員から、放課後、子どもたちがどのように過ごしているか、教育委員会はどの程度把握しているのか質問がありました。

また、大迫議員からは、競争主義的教育制度の中で、子どもはストレスフルな状況にあると懸念をしています。本来、楽しいはずの学校生活が児童生徒にとっても教職員にとっても時間にゆとりのない学校生活になっているのではないですかということで、やはり根本的な解決のためには少人数学級と教職員の増員が解決策となると考えますが、教育長の見解を伺いますということで、教育長から、午前中5時間が窮屈ではないように配慮しているということ、放課後は家庭教育にかかわるとということで答弁されております。

6ページをお願いします。

児童生徒の健康状態と対策ということで、学校検診の内容と結果から見える危惧する状況は何かありますかと質問がありました。

教育長からは、小中学校における健康診断につきましては、学校保健安全法に基づき、いろいろな検査を毎年実施しております。特に危惧される状況といたしましては、虫歯の有病者率が全国、県平均より高い状況にあることだと考えております。

このような状況を踏まえて、昨年度から市長が重要施策としております健康づくりの観点からも学校歯科保健委員会を立ち上げて、虫歯を予防するための具体的な方法としてブラッシング指導の在り方、それから食生活の改善等の具体的取組、フッ化物の応用などの協議をしていただいていると答弁しております。

大迫議員から、フッ化物洗口を実施する考えがあるんですかと質問がありました。

私から、先ほど教育長が申した学校歯科保健委員会から報告書の提出を受けました。報告書の内容については、フッ化物洗口は、歯を強くし、虫歯になりにくい口腔環境をつくることが期待でき、ほかの自治体でも一定の効果が出ていると考えられ、西諸地域においても高原町が既に実施し、えびの市が実施する方向で検討していることから、本市においてもフッ化物洗口を行うことで課題の解決になると考えられる。ただし、実施に当たっては、学校、保護者等の十分な説明を行うとともに、マニュアル等を作成し、教職員の過度の負担とならないよう、教育委員会、学校、学校歯科医等が一体となって取り組むことが必要である。また、当初はモデル校での実施とし、課題等を整理した上で取り組むことが必要であるという報告を受けました。

この報告書を受け教育委員会としては、令和2年度はモデル校を指定して実施し、令和3年度からは全校で実施していきたいと考えているところです。ただし、実施するためには歯科医師団等の協力が必要でありますので、今後、協議を行って、協力が得られた場合は実施したいと考えておりますと答えております。

大迫議員からは、保護者の理解が必要と考えておりますということと、市内児童生徒のいじめにつながらないか危惧しますと質問がありました。

これにつきましては、希望しない児童生徒がいる学校では、同じ時間に水

でうがいをさせているという状況が視察等でありましたので、小林市でも実施するとなった場合は、同じように水でうがいをさせるなどの取組にしたいと答弁をしております。

8 ページです。

大迫議員から、香害についてご存じでしょうかということで、香害につきましては、柔軟剤や消臭剤の臭いによって体調不良を起こす化学物質過敏症と認識しておりますと私のほうが答えております。

大迫議員からは、給食着などは洗って次の人に渡す。次の人が前の人の香りを不快になったりすると思いますが、それに対する対策は考えられないか質問がありました。

私から、これまで、そういう相談等ありませんけれども、教育委員会ではそういう児童生徒がいるのかをまず把握することが前提だと思います。学校で使用している保健調査票がありますので、その中でアレルギーの欄があり、そこに記載をしていただいて、担任や養護教諭に確認をしてもらうことから始めたいと思いますと答えております。

9 ページです。

原議員から、社会教育振興事業費（臨時）についての質問がありました。国文祭・芸文祭の実行委員会の補助事業にどれくらいの予算を投入するかということで、実行委員会に使う経費、それから郷土芸能フェスティバル、茶の湯フェスティバル、将棋チャレンジフェスティバル、エヒメアヤメを守る全国シンポジウムについてのそれぞれの予算を説明しております。

11 ページです。

時任議員です。働き方改革、教職員の変形労働時間制とICTの活用ということで、前回の議会でも聞かれましたが、変形労働時間制の導入についても一度教育長にお尋ねしたいということで、教育長から導入について説明をしております。

12 ページをお願いします。

時任議員から、タブレット端末の活用について、教育委員会はどのように考えているか、効果や問題点はないのかとお尋ねがありました。

教育長からは、タブレット型パソコンの活用は、新学習指導要領において

児童生徒の情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力として新たに位置づけられたため、学校におけるICTを活用した教育の推進は必要不可欠であり、タブレット型パソコンはその有効な手段だと考えております。

タブレット型パソコンの効果、それから課題についても教育長から答弁しております。

13ページです。

時任議員から、児童生徒の携帯電話の所有や使用状況ということで、教育長から、携帯電話、スマートフォンの所有率が、小学生が36.9%、中学生が69.6%、1日当たり1時間以上使っている割合は、小学生が36.0%、中学生が71.4%という状況ということで答弁しております。

14ページです。

高野委員です。相撲を通じた地域活性化ということで、今の子どもたちが学校内で相撲を取るところがあまり見られない。小中学校で相撲についての取組に関してどのように考えているかということで教育長に質問がありました。

今は、須木のほぜまつり、ほぜっこ相撲がありますが、細野のまちづくり協議会も以前行っていたが、今は実施していないんですけれども、子どもが相撲を取るイベントに関わるのが少なくなっている状況ですと答弁しております。

高野議員からは、市長にもありましたけれども、えびの市に土俵があるがご存じですかと質問がありました。

最後に、地域興しに活用できると思うんですが、教育長はどう思われるかと質問がありましたけれども、えびの市の状況を見ますと、建設費、それから維持経費もありますので、教育的に今はそういうことは考えていないということで答えております。

17ページをお願いします。

竹内議員です。家庭の日の実施状況と今後の課題ということで、家庭の日の意義について教えていただきたいということでありました。

私からは、家庭の日の意義について答弁をいたしました。

竹内議員からは、第3日曜日に文化行事、スポーツ行事も貸出しをしてい

るのですかという質問がありました。家庭の日を休館日としている施設は、公立の公民館、教育集会所などがありますけれども、やはり今年度は8日間に9件の貸出しをしております。これは公的な事業がほとんどであります。市民体育館は、第3日曜日は休館としていませんので、貸出しを行っているという状況です。

竹内議員からは、市民体育館等は家庭の日ののぼりが掲げてありますが、市民の理解が薄いようですので、趣旨を理解いただいて、家庭で過ごす日として今後も周知を図っていただきたいと要望がありました。

18ページです。

竹内議員から、子どもの活字離れということで、読書の習慣、それから新聞をとっていない世帯も多いのではないかとということで、教育的立場でどう捉えていくかということで質問がありました。

まず、新聞ですけれども、全ての小中学校において1社以上の新聞を購読しております。NIE実践指定校になっている西小中学校におきましては、購読のほかに4社の新聞を無償提供されており、この新聞を教育活動に使っております。読書に関しては、各学校で読書の時間を設定しておりますので、読書の方には今後も力を入れていきたいと思っておりますと答弁しております。

19ページです。

竹内議員です。歯の健康と小中学校におけるフッ化物洗口ということで、フッ化物洗口の現状ということでは、大迫議員のほうで答えたのと同じように答弁しております。

20ページをお願いします。

一番最初に、竹内議員からは、私は歯みがきで十分と思っておりますが、フッ化物洗口を実施するということであれば、時期もモデル校も十分に論議して、どういったものか考えていただきたいと思っておりますということと要望がありました。

21ページです。

下沖議員です。個別施設計画の現状ということで、教育委員会の個別計画はどのような案件を考えているのかということで質問がありました。

教育長から、学校施設の場合の考え方につきましては、同じ地域の隣接する小学校と中学校の統合については、今後の児童生徒の減少や老朽化に伴う学習環境の低下、修繕費、建築費の増加等の問題を解決する方法として進めていく必要があると考えております。

一方、地域をまたがった小学校と小学校、中学校と中学校の学校施設の統合につきましては、十分な検討が必要だと考えております。

どちらの場合にしても大切なことは、保護者や地域住民との丁寧な話し合いが必要だということで答弁しております。

下沖議員からは、西小林小学校の取組で、十三塚のプールを使用するというので、PTAもとても喜んでおります。プールを1校1校に作る必要があるのかと思うところで、よい取組と思っております。教育施設、公共施設も含めて、複合化や集約含めた廃止、統合など検討する際には、ぜひともまちづくりの観点からまちづくり協議会等への情報提供や市民の方とも検討を重ねてもらいたいということで要望がありました。

22ページです。押領司議員です。

コロナ対策、インフルエンザ対策ということで、学校の臨時休業に伴って児童クラブ等の人数を増やしてもらうことはできないか質問がありました。3月3日付で文科省から子どもの居場所づくりということで通知がありました。そこで市長を交えて協議をして、学校においては子どもを預かり、居場所づくりについては健康福祉部と協議をしてみたいと考えておりますということで答弁をしております。

23ページです。

押領司議員から、教員の働き方改革ということで、教頭の長時間勤務についての質問がありました。教頭の勤務時間が少しでも短くなれば、教員全体の勤務時間は短くなるのではないですかということで質問がありました。教育長から、議員ご指摘のとおり、教頭の時間外勤務の短縮が教職員全体の時間外勤務の短縮にもつながることだと考えております。本年3月末に公表する、小林市教職員の働き方改革プランに沿って、教頭の業務の見直しに取り組んでいきたいということで答弁をしております。

25ページから33ページが議案質疑、34ページから41ページが総務

文教委員会の報告になります。

報告については以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

大部 蘭教育長職務代理者 8ページの大迫議員の質問の中で、香害ですか。あまり周りで聞いたことがなかったんですけども、化学物質過敏症ですか。こういうのがあるということなんですね。洗濯で香りをあえてつける柔軟剤とかあって、給食着を次の方が洗ってというのは、自分が汚したのをきれいにするのはいいんですけども、例えばお友達が汚したのを次に着る方が洗うというのは、子どもも少し抵抗があるかなと感じました。

中屋敷教育長 私も抵抗はありますね。ただ、香害だけを考えれば、自分で洗濯するから、その問題は解消されると思います。ただ汚れたものを渡すというのは、やはり抵抗があるような気がします。

槇委員 汚れたものは抵抗がありますが、逆に、アイロンをきれいにかけてくるおうちの子と、ぐちゃぐちゃした子とかありますので、いろんな面で難しいなと思います。

中屋敷教育長 普通は、借りたものはきれいにして戻すというのが教育的配慮なので、それですときているんですけども、今回はその逆を言われたので、また考えていかなきゃいけないと思います。先ほど部長が言ったように、そういう実態がないんですね。健康の調査票の中にアレルギーというものもあるんですけども、そこに書いてこないんですね。だから、私たちも意識がなかったんですけども、全国的にはそれが問題となっているところもあるということでは言われています。

大部 蘭教育長職務代理者 それと、時任議員の12ページです。タブレットの電磁波の問題の質問がありましたけれども、タブレットを使用する時間よりも、子どもたちのスマートフォンの所有率ですね。携帯電話をしようする時間は、1時間をはるかに超えている子どもが多いと思うので、私はスマートフォンの電磁波のほうをもっと考えて子どもたちに指導すべきじゃないかなと思います。

中屋敷教育長 電磁波については難しいところですね。国によっては無線LANじゃなく

て有線に切り替えたりして、いろんなそういうことが論拠としてあります。外国の事例とかを持っておられるんで、それもあるだろうと思いますが、そんなにずっと使っているわけでもないんです。

大部 菌教育長職務代理者 そうですね。自宅に帰ると、幼児から今はテレビを見ず、携帯電話のゲームやユーチューブがテレビよりおもしろいというので、結構、携帯を扱っている時間が長いですね。電磁波といたらそのほうがやっぱり心配ですね。長い時間電磁波浴びるので。

中屋敷教育長 G I G A構想で一人一台というのが来たので、イメージとしてはみんながタブレットを使っているようなイメージがあると思います。それが強いんだろうという思いはあります。しかし、そういうことはなく、学級でも1時間丸々使うことはないし、学年全体でみんなが使っている状況もちょっとイメージできないんですけれども、そのあたりはこれからも注意していきますという答弁を私はしたと思います。国の情報などみながら対応をしていきたいと思います。

大部 菌教育長職務代理者 37ページの大迫議員の質問で、謝金1日1時間720円となっているんですけれども、ここでは県の最低賃金、労働者の最低賃金とか、これが790円だと思うんですけれども、この金額はそれに沿わなくてもよろしいのでしょうか。

松田 社会教育課長 このサポーターの賃金と言ったんですけれども、謝金ということで賃金には該当しないというのが県の見解なんです。実際この基準でありますと720円というふうになっているところです。

中屋敷教育長 あとはよろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告を終わりました。議案のほうに入りたいと思います。

議案第19号、市職員（教育委員会事務局）の人事異動について説明をお願いします。

#### 《非公開》

中屋敷教育長 議案第20号、令和2年度学校医等の委嘱について説明をお願いします。

山下 教育部長 議案第20号です。令和2年度学校医等の委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。

45ページから48ページになりますが、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬

剤師を載せております。昨年と変わったところにつきましては、内科について3月いっぱい閉院されるところがあり、そこが、前年度まで東方小学校に入っていたいておりましたが、今回、榎内視鏡内科病院の榎先生が配置されたところです。これについては、西諸医師会に選任をお願いをしております。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

何かご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、質問やご意見等ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第20号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第21号、小林市教職員の働き方改革プランについて説明をお願いします。

藤井教育指導監 別添の資料をご覧ください。

小林市教職員の働き方改革プランにつきましては、昨年の4月に中間プランということで一度、教育委員の皆さんにはお示ししておりますけれども、昨年度から今年度にかけて、教職員の働き方について委員を任命しまして、実行会議を続けてきました。その2年間の成果ということでこの改革プランがまとまりまして、今年度の最後、3月末までには公表しようということになっているところです。

4月にお示した中間プランに加えて、より詳細なものを今回お示しています。ボリュームがあるので全部はご紹介はできないんですが、幾つかご紹介いたします。例えば7ページのところに、具体的な取組というのがありますが、それぞれの工程表の下に実践アイデア事例というのを幾つか入れさせていただいています。例えば、7ページ、この登下校の見守り体制の構築というところで、細野小が今年度行っているふれあい登校の例がありますが、例えば、こういう例を参考にしながら各学校でもいろいろ工夫してくださいということです。こういうふうにそれぞれのページに具体的なアイデア事例というのを載せさせていただいております。ほかには8

ページだと学校納入金の口座振替の説明があり、10ページにいくと、職場のレイアウトを工夫することで働き方のコストを削減できますということとか、11ページはペーパーレスのことが載っております。

それから、14ページは量が多く載っているんですが、栗須小で行われている学習支援ボランティアの事例という形で載せております。こういう形で各ページにちょっと詳細に載せさせていただきました。後半部分は全部参考資料です。21ページから先は実行委員の名簿であったり、国が出しているメッセージであったり、これまで本市でチラシ等を作りましたので、そういったものを全て集約して、これを働き方改革プランとして示したいと思っております。これにつきましては、ホームページのほか、各学校や保護者の地域の方々にも周知していきたいと考えております。

それからもう一つ、意見募集の結果というプリントがありますので、そちらもご覧ください。

このプランにつきましては、本年の1月1日から31日までパブリックコメントということで意見の募集を行いました。パブリックコメントでなかなか集まらないものも多いんですが、このプランにつきましては10人から34件の意見をいただいたということで、意見について市の考え方ということでまとめさせていただいております。ほとんどのものは原案のプランの中で考慮し、実施していくということですが、2件だけ意見を反映して変更した部分がありますので、そこだけご紹介させていただきます。

3ページをご覧ください。

3ページの(7)番の学校独自の取組の推進というところがありますが、このところにご意見をいただいたのが、学校行事や作品募集とかの見直しを行うとかいうことも必要なんじゃないかというご意見があったので、一番右の欄が解答なんですが、アンダーラインが引いてあるところで、作品募集参加の見直しということも追記しますということではありますが、学校独自の取組の中にそういったものも追加していくということでプランの変更をしたところがございます。

それから、5ページになりますが、5ページのところはPDCAサイクルによる進行管理ということなんですけれども、ここについてはいろいろご

意見をいただいて、このP D C Aサイクルというのも各先生方のもっと意見を聞いたほうがいいのではないかと、月1回の職員会議の後に働き方メモ&トークタイムを設定したりしてはどうかというようなご意見がありましたので、一番右の欄にありますように、P D C Aサイクルの進行管理というところに、教職員一人一人の意見を集約しながらという文言を追加しましたということで回答をさせていただいております。

その他、いろいろご意見いただいて、すばらしいプランなので実効性も兼ねていただきたいというようなご意見を多くいただいておりますので、これをもとに、また4月から各学校でより実効性のあるものにしていくということで周知していきたいというふうに考えております。

中屋敷教育長 この議案については、去年から続いてきて、これからの小林市の教育を進める上では大きなプランでありますので、各委員それぞれのご意見、感想、質問でも結構ですので、いただきたいと思っております。これがプラン止まりになってしまうと何もなくなって、なぜこんなに関心事かという、これ以上先生の成り手がいなくなると、子どもたちの成長というか、今後の国力に影響するぐらいのものでありますので、国レベルでの大きな課題になってくると思うんです。ですから、先生になったら大変よみたいではなくて、先生になって、その子どもたちを成長させようという人たちが少しでも多くなるといけないのではないかと思っているところです。そのためには、今の環境をどうにかしなければいけないんですが、なかなか壁が厚くて難しいところです。

かなり立派なものできていますけれども、また関心も高いというのがこのパブリックコメントの件数からも分かると思います。感想でも結構ですし、ご意見等あればお願いします。

大部 蘭教育長職務代理者 この働き方改革プランを見せていただいて、本当にすばらしいのが出来上がっているなと思って、大分時間をかけているようで、研究されて出来上がって、先生方のご意見もいただいて、現場の様子も見てとれるような気がしましたけれども、先生方の長時間労働というのは、私たちの知らないところで頑張っている事がたくさんあって、今回感じたのが、本当に先生だけじゃなくて、今も地域の人たちで協力していますけれども、

社会で本当に子どもたちを育てていかなくちゃいけないんだと思います。時間の在る方は本当に学校に行って協力してる人は協力して、そういう人員をとるとお金の問題も発生しますし、ボランティアできていただいて子どもを育てるといふ、そういう方を増やして地域の方とつながったりとか、そういうふうには育てていかないといけないんじゃないかと改めて思いました。

中屋敷教育長 確かに地域の理解がないと、これは進まないと思います。学校の先生たちが楽をしてるんじゃないかと言われていたらもうどうにもならないんで、一緒にとりかかるといふ形になるといいなと思います。

椎屋委員 栗須小へ学校訪問で行ったときに、ああいう取組をいろいろされていて、ああいう取組が全学校でできるかどうかは難しい面もあると思いますけれども、地域の力を活用していくというのはもう今ではなくてはならないものだというふうに考えますが、地域がどこまで協力体制が組めるかという問題もあるし、逆に来てもらったがために、混乱が起きたということもあろうかと思しますので、強制できるかどうかということですね。

中屋敷教育長 栗須小は、校長先生の呼びかけであれだけの人数が集まりました。14ページの学習指導ボランティアが示されていると思います。それぞれの地域の実態で進めていかなければいけないということですよ。

榎委員 この勤務時間をしっかりやってという、この勤務時間というのはどこからどこまでを指して勤務時間としているのですか。

藤井指導監 勤務時間は7時間45分が正規の時間で、大体の学校が8時10分ぐらいから16時半ぐらいです。

榎委員 基本というのが分からないぐらい、先生方はその前も後もいらっしゃる。

藤井指導監 そうですね。8時10分から勤務時間といっても、大体子どもたちが早いところは7時とか、その前に来る子がいるので、どうしても鍵開けとか、教頭先生が6時半から鍵開けたり、4時半に終わるかという、中学校であればそこから部活動が始まるので、部活動を行うと当然4時半には帰れないということで、なかなか現実問題として、チャイムが鳴ったら帰れるということはほぼありません。

榎委員 字面ではいいけれども、現実はどうかとなったときを考えたときに、反対

に時間を短縮することによって違う負担が出てきそうな感じもします。

中屋敷教育長 持ち帰りとか、そういうものとか出てくるんですね。十分な教育を施しているかとか、そういう質の問題もあったりとか、いろいろなものが出てくるとは思うんですけども、だから量を減らして質を高めるというテーマにしているわけですね。非常に難しいです。

槇委員 例えば、保護者との面談とか、そういう中ではどうしてもその時間帯、保護者の仕事外とか、いろんなものが出てくる可能性があるんで、そこあたりまで考えてやっていかないと難しいことだと思います。

中屋敷教育長 不登校の個別指導で行って家庭に入り込んでこう話していたら、それも業務。勤務時間はきちんとこうあるんですけども、その前後どうかとなると、今のような話になって非常に難しいとは思いますが。どこまでが業務かということです。だから、教職員には残業というのは今までないんですね。調整額の4%しかつかない。幾ら残業しても4%しかつかない。それで今までずっとやってきました。

それでは、質問、ご意見等ありませんので、お諮りしたいと思います。

議案第21号については原案どおり承認してよろしいですか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

次に、議案第22号、成年年齢の引き下げに伴う成年を祝う式典について説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、議案第22号、成年年齢の引き下げに伴う成年を祝う式典について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

今回、51ページから62ページに答申を添付しております。

それからあと別途に、アンケート、そして本日配りました全員協議会の説明資料というのがあります。こちらにつきましては、答申、アンケートにつきましてはちょっと詳しく書いてある部分になりますので、実際の全員協議会のほうで説明する資料を基に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、成人式の取扱いについてということで、大きな概要といたしましては、現行のとおり、23年1月以降の成人式につきましては現行のとおり二十歳を対象として二十歳を祝う会(仮称)なんですけれども、1月5日

に開催することとするというふうにしたものでございます。

こちらの理由なんですけれども、2番目を見ていただくと分かりますとおり、やはり多くの意見が成年となる18歳の多くが高校3年生であることから、進学、就職の時期と式典の時期等が重なり参加が難しいというものでございました。

あと、18歳から二十歳までを対象として式典を開催した場合には、複数の青年がいる世帯では着つけ、衣装代等の経済的負担が大きいということ、そしてまた、美容組合からも着つけ等の対応が難しい旨の意見が出されたことであります。

そして、現行の成人式の期日、こちらは1月5日が市民に浸透しているというところですね。あと、多く出されたものは、社会教育委員の会議で話したのが、やはり成人の方が帰省する時期というところもあって、一番参加の多い時期に実施するべきではないかというところで現行の1月5日というふうにしたところでございます。

そして、最後の実行委員会なんですけれども、現在、中学校区ごとに代表を選出していますが、18歳の高校生が実行委員会の企画会議等にあまり参加できないであろうということが想定されることから、式典の企画運営が難しくなるというものでございました。

やはり、そのほかの意見といたしましては、同時3学年となりますと、式典の会場の問題というところも大きな問題になるのではないかというような意見が出されたところでございます。

続きまして、こちらの経緯なんですけれども、6月5日、社会教育委員の会のほうに諮問を行ったところでございます。それ以降、美容組合、関係団体、市内の高等学校、市内中学校の保護者等にアンケート、また意見交換等を実施したところでございます。

2月に、社会教育委員の会で答申の中身を決定いたしまして、本日教育委員会に審議をお願いしたところでございます。3月19日に全員協議会が開催されるので、そちらのほうで開催方法等を説明したいというふうに考えております。

市民への周知方法なんですけど、次のページにチラシを載せております。広

報こぼやしの4月号にあわせまして、各世帯に周知用のチラシを配布したいと思っております。併せまして、市のホームページにも記載したいと思っております。あと、報道機関、美容組合等の関係団体等に情報の提供を図りまして、4月以降も随時周知のほうを図っていききたいというふうに思っております。

最後になります。今後の対応なんですけれども、まだ式典の名称等は仮称となっておりますので、実行委員会で協議をした後、小林市教育委員会のほうで決定させていただきたいというふうに考えているところです。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

あと、県内の状況をお知らせしたいと思います。

県内の他の自治体の状況なんですけれども、都城市、椎葉村、そして宮崎市が現行どおりの二十歳での式典を開催するというふうに発表をしているところがございます。都城市は成人式実行委員会でアンケートを行い、宮崎市も実行委員会及びその保護者等にアンケートを実施した模様でございます。椎葉村につきましては、総合教育会議の中で成人式の方針について決定をしたというふうになっております。全国を見ましても、ほとんどのところが二十歳というような開催で発表をしているところがございます。簡単ではございますが、説明を終わりたいと思います。

中屋敷教育長 これについても大きな審議事項ですので、ご意見等をそれぞれいただきたいと思えます。

会の名称を都城市、宮崎市、分かったら教えてもらえますか。

松田社会教育課長 式典の名称につきましては、宮崎市、都城市も小林市と同様にこれから検討をするということです。

中屋敷教育長 仮称もないんですか。

松田社会教育課長 はい、仮称もないですね。椎葉村につきましては、そのまま成人式とするみたいです。

中屋敷教育長 成人を祝う会（仮称）と入れて、二十歳で祝うって何を祝うのというのがちょっと気になって、成人は18歳からとなるので、二十歳で集うんだったらまだ分かるんだけど、祝うとなるとどうなのかなというのをちょっと素朴に思いました。18歳で祝うんですよね、成人って。二十歳では

成人を祝うとは言わない。ちょっと今こう見て思いました。都城市、宮崎市もまだ出していないのであれば。どうですかね。そのところをちょっとまだ納得感が私の中にはないんです。二十歳で集うだったら分かるんです。祝うとなるとちょっと根拠が要るのではないのでしょうか。

大部 薫教育長職務代理者 松田課長の説明だと、その名称は成人式実行委員会の方で話し合いをして決定するのですか。

松田 社会教育課長 ちょうど、こちらのところなんかが令和4年度の式典になるので、そのときにやはり実行委員会のみんなといろいろと名称等も協議をしたいというふうに思っております。

あと、今から総務省の見解等もどんどん出てくると思いますので、そういったところを検証しながら、この名称等についてはしっかりと検討していきたいというふうに思っています。

中屋敷 教育長 明日の全員協議会も同じように考えてくる人がいるかもしれないですね。

松田 社会教育課長 一応、こちらのものについてはもう出しているのですが、その辺は説明の中でそういったところで説明していきたいというふうに思います。

中屋敷 教育長 ほかにありますか、何が気づかれたこととか。これがずっと続きますので、手続的にもみんなのご意見を聞いて、用意周到に積み上げてきているので問題はないような気がしますけれども。よろしいですか。(はい)

それでは、ご質問ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第22号については、申し添えるところがありますけれども、それを含めて承認ということでよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続いて、議案第23号、小林市スポーツ推進委員の委嘱について説明をお願いします。

税所 スポーツ振興課長 議案第23号でございます。63ページになります。

小林市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次のページの64ページがスポーツ推進委員の名簿になっております。

この内容についてでございますけれども、全て継続という形になっております。入れ替わりのほうはないところでございますけれども、須木地区の

16番、17番、紙屋地区の18番、19番、野尻の21番のところが空白になっている状況でございます。ここにつきましては、須木地区のほうになりますけれども、2名の方がちょっと調整ができておりません。ここに関しましては推進委員の方の意見といたしましては2名体制でもやっていけるのではないかなという意見もあったということでございます。あと、紙屋地区と野尻地区の方につきましては、現在打診中というところで調整中になっておりますので、今月中には何とか配置できないかということで今調整を図っているような状況でございます。任期につきましては、2年でございます。

あと、委員数につきましては、規則の中で26名以内ということになっているところでございます。

中屋敷教育長 何かご質問ありませんでしょうか。

前も聞いた覚えがあるんですけども、空白のところを埋めようとする、須木のところがまた2人見つけなきゃいけないんですよ。以前聞いたときに、広いからこのぐらいいるんだというのを多分聞いたような気がするんです。でも、今から先を考えたときに、4名ずっと確保できるかという問題に返ったときに、これは教育委員会規則第4条に基づいてしているわけですよ。その規則に26名以内とかなっているんであれば、先ほど須木は2名でもやれないことはないというような推進委員の方々のご意見があれば、少なくともいいんじゃないかなと思うんですけども、そこはどうなんですかね。

税所スポーツ振興課長 今おっしゃられたようなことで、議員さんの中でもそのあたりの見直しが必要じゃないかという意見もございますので、規則の改正とか、そういったものも検討していく必要があるのかなと思っております。

中屋敷教育長 この規則第4条には、人数は書いてあるんですか。

税所スポーツ振興課長 26名以内となっております。

中屋敷教育長 以内ですね。26名というのは積み上げて中途半端な数字で、おそらく積み上げて26だったのかと思います。以内であれば、見直しが必要です。

税所スポーツ振興課長 地区地区の割当てのところを内規という形でもいいんですけども、ここを若干修正をしていけば対応していけるのかなと考えてます。

中屋敷教育長 一人はいなきやいけないので、紙屋は一人でもいいという感じですよ。2人はきっと厳しいんじゃないかなと思うんですね。その辺はまた調整して下さい。

ほかに何かありますでしょうか。

大部 蘭教育長職務代理者 通算20年以上は4名いらっしゃるんですよ。素晴らしいですね。頑張ってください。小林は健康都市を言っていますので、このスポーツ推進委員の方の力がすごく影響すると思います。

中屋敷教育長 ありがたいです。

ほかはよろしいですか。(はい)

それでは、今調整が出ているところを含めて決定するという事を含めてお諮りしたいと思います。

議案第23号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

それでは最後になります。議案第24号、小林市スポーツ推進審議会の答申について説明をお願いします。

税所スポーツ振興課長 議案第24号でございます。小林市スポーツ推進審議会の答申について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次のページの66ページをお開きいただきたいと思っております。

これにつきましては、小林市スポーツ審議会の検討結果の答申ということで、教育委員会から3件の諮問を行ったところでございます。

1つ目が、スポーツ推進計画の進捗確認、2つ目が、競技力の向上について、3つ目が、体育館の整備についてということで諮問をして答申を今回いただいたものでございます。

内容につきましては、67ページの審議会の経過報告でございます。

会議につきましては、3回開催ということで予定をしておりました。

一番下のほうの3回目の会議なんですけれども、今回のコロナウイルス関係の影響で書面の決議ということで対応をさせていただいております。この書面決議につきましては、各委員が7名いらっしゃいますので、お一人お一人説明のほうに伺いまして、内容を説明して、この案でいってもよろしいでしょうかということで決裁まで得て今回のようになっているところ

でございます。

69ページのところからそれぞれ説明をさせていただきたいと思います。

スポーツ推進計画の進捗確認でございますけれども、この計画につきましては、平成29年4月に10年間の推進計画が策定されております。それにつきまして、今回進捗確認を行ったところでございます。

方針につきましては、5つの基本方針がございますけれども、それぞれの目標値の達成度などを確認しております。

中屋敷教育長 大事なところなので、答申を読んでもらっていいですか。

税所スポーツ振興課長 まず、基本方針1の生涯スポーツの推進についてでございますけれども、これにつきましては、おおむね目標を達成されているところであるため、このまま継続して実施してほしい。

基本方針2の競技力の向上については、令和2年度に実施予定の新たな事業を本審議会で協議した内容を取り込み、さらなる推進を図ってほしい。

これにつきましては後ほどまた説明をさせていただきます。

基本方針3、スポーツ環境の整備と充実に関しては、市民体育館の整備が課題となっているため、整備を検討していただき、市民がスポーツに親しめる環境づくりを目指してほしい。

基本方針4、スポーツツーリズムについては、おおむね目標は達成しているので、今後は協議団体等との連携を図っていき、さらなる充実を目指してほしい。

基本方針5、スポーツ・体力づくりに関する食育の推進については、学校との連携をさらに図っていき、三松地区や西小林地区のきずな協働体が行っているこども食堂などとも連携を図ってほしい。

全体的に、それぞれの指標を再検討する必要があると思われる。

理由としては、市民体育館の稼働率は、現在の算出方法が適切なのか。2年間こばやし大運動会が未実施となっているが、指標はこのままで問題ないかなど、計画内の理念であるスポーツで育つまち小林市～真のスポーツのまちを目指して～の達成に即した目標の設定を検討していく必要がある。以上が答申でございます。

続きまして、70ページが競技力向上に関する答申でございます。

競技力向上については、第1回から第3回の会議において協議を重ねてきた。

現在、少子化におけるスポーツ人口の減少、運動を定期的に行っている子どもと全く実施しない子どもの二極化が小林市でも大きな課題となっている。スポーツ人口の減少は、競技力向上において大きな影響を与えるため、課題解決に向けて取り組む必要がある。

したがって、スポーツ少年団に入る前の年長から小学低学年を対象としたスポーツ教室を開催し、スポーツを選択する子どもを増やす取組をしていくことが望ましいとの結論となった。

事業を進めるに当たっては、参加しやすい、参加したくなる教室にすることが重要である。そのため、内容については1回の開催で複数種目を行い、参加者がやってみたい種目を増やすことが効果的と思われる。そして、各種目専門的なことをするのではなく、遊びを通してスポーツに触れ合うものを実施することとし、興味を持ってもらえるような工夫を行うよう調整してほしい。また、保護者の負担等も考え、年4回程度の開催が妥当である。名称については、2020年が東京オリンピックの年であることから、キッズチャレンジオリンピック in こばやしとする。

本事業は、参加人数の確保が最も重要であるが、特に1年目は内容等を対象者やその保護者に正確に伝え、共感してもらい参加へつなげなければならない。また、事業効果についても期待される効果につなげるためには時間を要するため、少なくとも3年は事業を継続して実施していただきたい。なお、当審議会において別紙キッズチャレンジオリンピック in こばやし実施内容（案）を作成したので、併せてスポーツ審議会からの答申とする。次ページが実施内容の案でございます。

先ほどの説明にありますように、年に4回予定をしているところでございます。屋内競技を2回、屋外競技を2回ということで、令和2年6月から、次のページですけれども、7月または11月、これは日にちの調整がちょっと必要でありますので、または、になっております。③の令和2年10月4日と④の12月ということで、現在日程調整等含めて競技団体との調整を図っているところでございます。

対象は、先ほど言いました幼児（年長）、小学校の1年生から3年生。これは保護者のほうにも同伴していただいて見学等もしていただきたいと思っております。

周知・募集方法が、それぞれ小学校や保育園のチラシでありますとか、そういった申込書を配布していきたいと。

定員につきましては、50名ほどを目標に設定しておりますけれども、状況を見ながら、その都度また募集等をかけていくといったような方法をとらないといけない場合があるかなというふうに考えております。

続きまして、73ページの体育館整備に関する答申でございます。

読み上げます。体育館整備については、第1回から第3回の会議において協議を重ねてきた。市民体育館は昭和49年に建設され、老朽化が進んでいる。これまで様々な改修は行われているが、アリーナ、トイレ、照明設備、更衣室、シャワー室、ロビー等の老朽化は著しい。また、市民スポーツを通じた健康づくりの側面から子どもから大人までがスポーツをしやすい環境を整備することが求められている。さらに、スポーツ推進計画の基本方針である生涯スポーツの推進、競技力の向上、スポーツ環境の整備と充実、スポーツツーリズムの推進の観点からも、市民体育館については新設あるいは改修をする必要があるとの結論になった。

なお、市民体育館の場所については、財政面との兼ね合いもあるが、スポーツの拠点には総合運動公園であることから、地域に根差した施設にするためにも、同公園内に新設することが望ましいと考える。

新設あるいは改修に当たっては、各種競技の規定に合わせて、全国大会やプロ、実業団の試合が開催できる施設にする必要があるが、特に6年後には国民スポーツ大会、9年後には全国高校総体も控えているため、それらの大会に合わせて新設あるいは改修の計画が必要である。

また、観客席については、多ければ多いほどよいというものではなく、今後誘致が想定されるその他の大会等の規模を鑑みて決定していただきたい。

なお、利用者がスポーツをしやすい環境を整備するために、空調やトレーニングルーム、シャワー室、更衣室などの附帯設備においても整備するよう検討していただきたい。

以上、スポーツ推進審議会の意見としての答申でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですけれども、3つにわたって答申をいただいたということです。どの答申でも結構ですけれども、ご質問、ご意見というのがあればお出しください。

椎屋委員 キッズチャレンジオリンピック in こぼやしの内容については理解できますが、この所管はどこになるんですか。各種目団体が主催するわけですか。

税所スポーツ振興課長 まず初めに、それぞれの競技団体がございますけれども、約30団体ほどございました。その中でこちらのほうからアンケートをとりまして、こういった内容で協力方お願いできますかということで、各団体からできますというところが10団体ほどございます。その中で主体といたしましては、市になりますけれども、それぞれの団体の方と調整を図らないととてもやっていけるような事業ではありませんので、そのあたりは伝えていきたいと思えます。ただ、今年度、来年度の新規の予算で競技力向上に関する予算を計上させていただいております。金額については約150万円であります。それについて、県のほうに補助事業として補助をいただける事業に該当しましたので、3分の2の補助で100万円程度の補助金を収入として見込んでおるところでございます。

椎屋委員 もう一つ、これ一過性のものでなくて、その状況によっては継続して実施をするという考えでいいんですかね。

税所スポーツ振興課長 はい。ほかのいろんな自治体の例等もいろいろと見させていただいているんですが、やはり1年ではなくて3年程度やっていかないと効果がなかなか見られないんじゃないかということで継続してやっていきたいというふうに思います。

中屋敷教育長 小林市は、どの競技も九州大会、全国大会に結構行くんですね。市長表敬訪問をします。ただ、どこの競技団体も抱えているのがジュニア層というか、入ってくる子は少ないもんだから、この先が不安であるという声があるんですね。ですから、スポーツのまち小林をこれからもうたうのであれば、幼児期から掘り起こしをしていかないと難しいんじゃないかということでスポーツ振興課が新しい事業として組み込んでいくかということ

なので、ぜひ周知とか、そういうものをきちんとやって50名を確保してもらいたいと思います。よく言うんですけれども、親としては自分の子どもがどんな才能があるかというのは非常に関心事なので、いろんなことをさせたいと思っています。その一つにこれを持ってくると、うちの子はこういうことが得意なんだと気づくこともあるので、十分周知をしてほしいなと思います。行きたくなるようなチラシをつくってもらいたいと思います。

あと何かありますでしょうか。

大部 菌教育長職務代理者 体育館のほうじゃなくて、この競技のことで、すばらしいなと思って、そして感じたのがやっぱり競技力を上げるのに県外なんかもそうなんですけれども、やっぱり幼児期から小学校、中学校どこもレールに乗せる流れがもうでき上がっているんですね。こういうキッズオリンピックを実施することもいいことだなと思うんですけれども、例えば幼稚園と保育園なんかに出前で行って、そこは幼稚園とか保育園なんかでも連携は必要になると思うんですけれども、そこでちょっとスポーツの楽しさとか、そういうのをアピールするのもいいのかなと。預かっている間にいろんな事を楽しんでくれるのにもいいかなと思っていた感じなんですけれども。

税所スポーツ振興課長 例えば、スポーツ少年団はいろいろな競技がございます。そういったところと連携しながらスポーツ少年団自体がそういった子どもを受け入れたいという気持ちはすごくありますので、ほかの競技にあまりとられたくないとかいった感じのところもありますので、話を進めていけば、そういった協議体制をとれていける可能性はあると思います。

大部 菌教育長職務代理者 そうしていただけると子どもたちも興味持つかないということですね。幼稚園の運動会なんか見させていただくと、やっぱりすごくフォームがきれいな子も中にはいるんですね。掘り起こしをしていけばいいかなと感じたんですけれども。

中屋敷教育長 やっぱりそのことが健康都市にもつながっていくわけですね。

椎屋委員 意見じゃないんですが、やっぱり全国的に見ても、親が一生懸命鍛え上げた子で、一生懸命やった子はやっぱりオリンピックでも金を取るわけで、やっぱり幼児期からの触れ合いというのがいかに大事かということですね。

中屋敷教育長 きっかけづくりですね。

体育館についてお諮りしてよろしいですか。

淵上委員 体育館はあそこの公園内が望ましいということみたいですが、場所的なところはまだ用地があるんですか。

税所スポーツ振興課長 この答申の中では、総合運動公園が望ましいということで上がっていますけれども、やはり会員の意見では、現在の体育館の改修であるとか新築であるとか、そういったことは意見として上がっておりました。この答申については、総合運動公園が望ましいという意見に落ち着いたところなんです。あくまでも意見ですので、決定ではないということです。

淵上委員 運動公園でまとまることはないと思うんですけど、場所は確保できるんですか。

山下部長 テニスコートの横ですね。説明等も審議会の中でしておりますけれども、審議会の中ではやはり運動公園というところで運動公園の一面が望ましいという意見が出たところなんです。

椎屋委員 以前は、利便性から考えると、現在地が良いというのは聞いてました。

中屋敷教育長 防災関係も含めて、避難所等を考えればそこがいいとかあります。

それで、今後はこの庁舎内の会議も、そして地域の方を交えてみんなで検討する会議も今代表で大部菌委員が出ておられるのもあるし、もう一つ教育委員会、この3つで大きくどうするかというのをまた年度が変わっても検討していきますけれども、一応、今日は教育委員会としての考えをまとめないといけないと思うんです。

大部菌教育長職務代理者 スポーツのまちということで、今の体育館も老朽化して45年経っている。家で考えたときに、修理をしながらそこに住むか、それとも新築をするか、パターンはあると思うんですけども、新しくすると財政面のことが気にかかるんですけども、未来の子どもたちのことを考えると、今は大変だけれども、ここで頑張って、新しいのをつくったほうが、何年かたったときにやっぱり建て替えという形になるんじゃないかなという気もするので、私はもう新しい体育館もつくっていただきたいと思うんです。今、災害がいろんなところであつたりしていますので、防災の拠点という意味でも今の体育館では対応できないと思うんです。今の時

代に合った物をつくって、防災の面からもどうにかやりくりして、お金の都合をつけられればいいですね。

中屋敷教育長 改修でどれだけもつかという話もありますので、難しいところですね。新築となればまたお金がかかるというところですよ。分かりました。

それでは、あとよろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第24号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

次回の開催予定をお願いしたいと思います。

川俣調整職員 次回の開催についてですけれども、4月15日水曜日、3時半から、2階の第1会議室のほうで開催をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中屋敷教育長 よろしいですか。

以上で今回の定例会を終わりたいと思ひます。お疲れさまでした。

閉会 16:55

教育長

---

教育長職務代理者

---

委員

---

委員

---

委員

---

調製職員

---